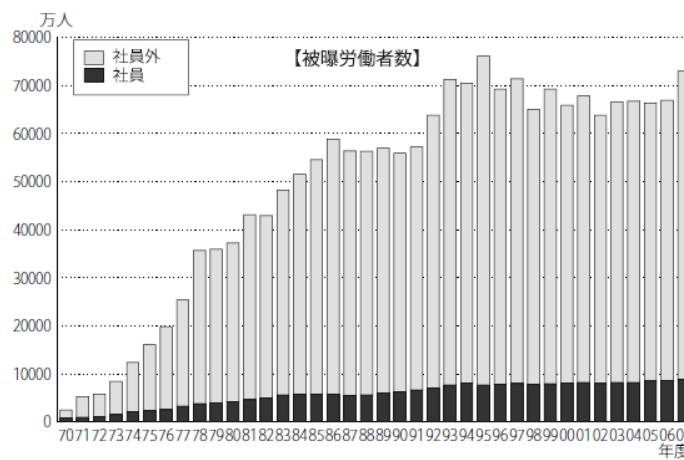


原発労働者の被曝

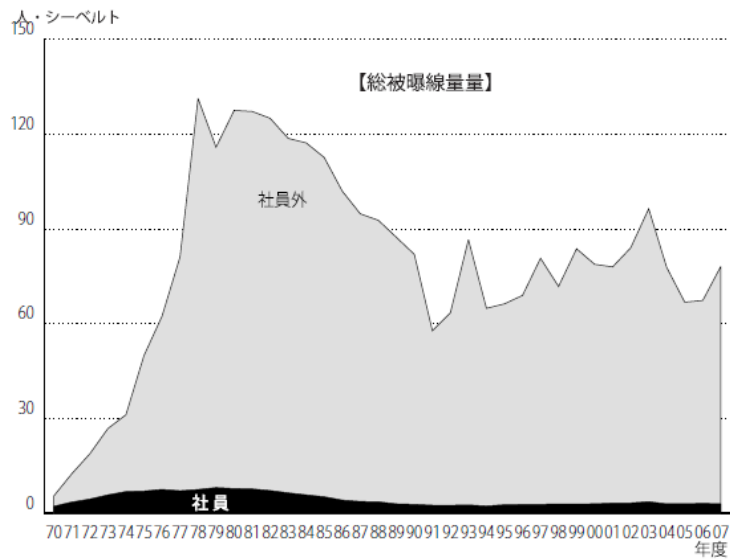
渡辺美紀子
原子力資料情報室

第106回 原子力安全問題ゼミ
2009年3月6日 京都大学原子炉実験所

日本の被曝労働者数



商業用原発の被曝実績



原発労働者の労災認定状況(2008年12月末現在)

病名	申請	申請先労働基準監督署	結果	
皮膚炎 (岩佐嘉寿幸さん)	75.3.19	敦賀(福井県)	75.10.9	不支給
			75.12.19	福井労働基準局に審査請求
			76.10.18	棄却
			76.12.22	労働保険審査会に再審査請求
			94.6.10	棄却
白血病性悪性リンパ腫	82.5.31	松江(島根県)	?	不支給
慢性骨髄性白血病	88.9.2	富岡(福島県)	91.12.26	支給
急性骨髄性白血病	92.12.1	神戸西(兵庫県)	94.7.27	不支給
急性骨髄性白血病	92.12.14	神戸西(兵庫県)	94.7.27	支給
慢性骨髄性白血病 (嶋橋伸之さん)	93.5.6	磐田(静岡県)	94.7.27	支給
再生不良性貧血	96.5.27	富岡(福島県)	?	不支給
慢性骨髄性白血病	97.5.16	富岡(福島県)	?	不支給
急性リンパ性白血病	98.12.22	富岡(福島県)	99.7.30	支給
急性放射線症 (JCO社員3人)	99.10.20	水戸(茨城県)	99.10.26	支給
			00.1.?.5.19	死亡者2名に追加支給
急性単球性白血病	99.11.20	富岡(福島県)	00.10.24	支給
肺がん (小田原敦彦さん)	?	亀戸(東京都)	03.3.12	不支給
			03. / 3.26	労災保険・審査請求/破棄
			? / 07.7.4	労働保険・再審査請求/棄却
多発性骨髄腫 (長尾光明さん)	03.1.9	大阪中央	04.1.13	支給
	03.1.14	富岡に回送		
急性リンパ性白血病	05.10.8	富岡(福島県)	06.9.15	不明
悪性リンパ腫 (喜友名正さん)	05.10.28	淀川(大阪府)	06.9.4	不支給
			08.10.27	淀川労基署・不支給決定を取り消し、支給決定を通知
急性リンパ性白血病	06.2.15	富岡(福島県)		審査中

※ 美浜3号事故の死亡者5人にも04.12~05.11に支給決定。 原子力資料情報室調べ

■資料■

喜友名正さんの悪性リンパ腫労災認定にかかわる厚生労働省への働きかけ

【申し入れ事項】

1. 喜友名さんの悪性リンパ腫労災認定とその経過を各地の労働局・労基署に伝えること。
その際、①2004年の長尾光明さんの多発性骨髄腫に続き、白血病類縁疾患の悪性リンパ腫を労災認定したこと、②労基署はりん伺せずに不支給決定したが、不服申し立ての中で支援者から問題を指摘され、本省協議（5回の検討会）を経て「自庁取り消し」となったこと、を明示すること。
 2. 原発被曝被曝労働者の労災申請に対して、今回のような労基署の独善的な扱いが繰り返されないよう通知・徹底すること。
 3. 今回の「りん伺なしの不支給決定」が行われた経過とその責任を明らかにすること。
 4. 申請から3年、審査請求から2年、多大な心労と労力に対して当事者に謝罪すること
 5. 原発被曝労働者の実態を把握し、労災申請に親身に応じる等、申請が行いやすい環境を整えること。
 6. 喜友名さんの過酷な被曝労働の実態およびそれがもたらされた原因を明らかにし、原発被曝労働者の健康被害を防ぐための措置をとるよう事業者に指示すること。
 7. 認定基準の例示疾患に白血病類縁疾患を追加すること。
 8. 離職者に健康管理手帳を発行し、無償の健康診断など、健康管理を行うこと。
 9. 検討会の検討経過と検討内容を公開すること。
- 離職者に健康管理手帳を発行し、無償の健康診断など、健康管理を行うことについて
- ①喜友名さんの悪性リンパ腫労災認定問題を通して、被曝労働が決して「安全」な業務ではないことが改めて浮き彫りになりました。喜友名さんは氷山の一角です。喜友名さんよりも多く被曝した被曝労働者は5000人を超えています。（2002年末時点）
 - ②国際がん研究所の報告（IARC2007年）によれば、白血病を除くすべての癌と被曝線量は統計的に有意な正の相関がある（ $p=0.02$ ）ことが明らかになっています。従って喜友名さんより低い被曝線量であっても被害は顕在化してきます。被曝労働者は線量限度以下でも被害を被っています。これらのことは、健康管理手帳の必要性を示していると考えます。
 - ③放射線業務従事者は健康管理手帳が交付されていません。放射線被曝業務を健康管理手帳交付業務に指定し、離職後の無償の健康診断など健康管理が行われることが求められています。
- 今年度内開催の労規則35条専門検討会に向けた「申し入れ」
- 1 今年度内に労働基準法施行規則第35条専門検討会（35条検討会）が開催されるとのことですが、これは前回の2003年6月開催以来6年ぶりのことです。

前回の 35 条専門検討会では、「労災認定された事案のうち、労基則別表第 1 の 2 等に具体的に示されていない疾病を踏まえて、労基則別表第 1 の 2 等に追加すべきものの有無の検討」が議題 2 となっています。今回の 35 条専門検討会は、これと基本的に同様な趣旨で開催されると理解してよいですか。

2 この間に、電離放射線にさらされる業務においては、多発性骨髄腫（2004 年 1 月、長尾光明）および悪性リンパ腫（2008 年 10 月、喜友名正）の 2 件が新たに、包括的規定により労災認定されています。

これらの疾病について、以下のような観点から、検討事項とすべきと考えます。

2-1) これらの白血病類縁疾患は白血病 5 件が労災認定される中で表れてきた。従ってこれらの白血病類縁疾患はある程度の比率で今後も発生が予測される。

2-2) 諸外国において症例報告があり、例えばアメリカのエネルギー省核施設従業員の職業病被曝補償制度の中で具体的な対象疾病とされている。

2-3) 特に悪性リンパ腫の検討事項採択に関しては、悪性リンパ腫の放射線被曝との因果関係について下記の 4 点につき検討・考慮すべきと考えます。私たちの指摘に対する見解をお尋ねします。

- ① 悪性リンパ腫の業務上外検討会報告（2008 年 10 月）において、「非ホジキンリンパ腫と放射線被曝との線量反応関係を明らかにした調査は存在しない」と記されている。しかし別紙資料に指摘するように、少なくとも 3 件の疫学調査においては放射線被曝との線量反応関係が認められる。私たちは検討会報告書の記述は重大な誤りであると考える。
- ② 今回のチェルノブイリ原発事故の除染作業者の疫学調査結果は、非ホジキンリンパ腫（他の悪性リンパ腫も含めて）と放射線被曝との線量反応関係を示している。これにより、これまでに示されていた線量—反応関係の存在をより確実にするものとなっている。
- ③ 「悪性リンパ腫特に非ホジキンリンパ腫は、リンパ性白血病の類縁の疾患として取り扱われており、両者は類縁疾患とみなすことが出来る」との検討委員会の結論は、広島・長崎の被爆者調査の結果からだけでなく、今回のチェルノブイリ原発事故の除染作業者の調査結果からも明らかになっており、この結論は揺るぎないものになっている。
- ④ 従って現時点では、昨年 10 月の検討会報告書の結論をより確実にする知見が集積しており、「非ホジキンリンパ腫との線量反応関係も存在する」との結論に変更すべき事態になっていると考える。

これらの疾病を労規則 35 条別表第 1 の 2 に追加すべきです。今回の検討課題に加え、検討することを要請します。